

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	屋外広告物表示等の許可		
根拠法令及び条項	那覇市屋外広告物条例第11条、同条例第14条第5項、第6項、第7項及び同条例第17条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市屋外広告物条例第17条第1項及び那覇市屋外広告物条例施行規則第11条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成24年12月28日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(請求があった日の翌日から起算して概ね7日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市計画部 都市計画課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

那覇市屋外広告物条例

(許可)

第11条 前2条及び第16条の規定により広告物等の表示等を行うことが禁止される場合を除き、広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(適用除外等)

第14条 次に掲げる広告物等については、第9条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)その他法令の規定により表示し、又は設置する広告物等

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等

2 次に掲げる広告物等については、第9条及び第11条の規定は、適用しない。

(1) 自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等

(4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

(5) 軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市の区域を除く沖縄県の区域に存するものに表示される広告物であって、沖縄県屋外広告物条例(昭和50年沖縄県条例第28号。以下「沖縄県条例」という。)の規定に従って表示されるもの

(7) 人、動物、車両(軌道車両及び自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物

(8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物

(9) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの

3 次に掲げる広告物等については、第10条の規定は、適用しない。

- (1) 第10条第8号又は第9号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第10条に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - (3) 前2号に掲げる掲出物件
- 4 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第11条の規定は、適用しない。
 - 5 自家用広告物等で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条の規定は、適用しない。
 - 6 軌道車両に表示される広告物で、第2項第5号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示する場合に限り、第9条の規定は、適用しない。
 - 7 案内広告物等については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第9条の規定は、適用しない。
 - 8 公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第9条から第11条までの規定は、適用しない。
 - 9 第2項第4号の広告物等の表示等を行うとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)も、同様とする。
 - 10 国又は地方公共団体は、第1項第2号に規定する広告物等について、広告物等の表示等を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)も、同様とする。

(許可の基準)

第17条 この条例の規定による広告物等の表示等の許可の基準は、規則で定める。

那覇市屋外広告物条例施行規則

(許可の基準)

第11条 条例第17条第1項の規則で定める許可の基準は、別表第2から第4までのとおりとする。

別表第2(第11条関係)

条例の規定による許可を要する広告物等(許可の期間が1月以内のものを除く。)の表示面積の合計の基準

1 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等の場合

建築物の延べ面積の区分	地域区分	接道の状況の区分	表示面積の合計
10,000平方メートル以下	住居系地域	1面接道	45平方メートル以下
		2面接道	64平方メートル以下
		3面接道	83平方メートル以下
		4面接道	93平方メートル以下
	商業系地域	1面接道	95平方メートル以下
		2面接道	150平方メートル以下
		3面接道	205平方メートル以下
		4面接道	232.5平方メートル以下
	工業系地域	1面接道	75平方メートル以下
		2面接道	114平方メートル以下
		3面接道	153平方メートル以下
		4面接道	170.5平方メートル以下
10,000平方メートルを超えるもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	1面接道	130平方メートル以下
		2面接道	200平方メートル以下
		3面接道	270平方メートル以下
		4面接道	310平方メートル以下

備考

- 「商業施設等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項の大規模小売店舗(以下「大規模小売店舗」という。)
- (2) 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物であって、当該建築物の主たる用途として、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途の事業所等が存し、又は存しうる施設をいう。
- 2 「住居系地域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 3 「商業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、近隣商業地域及び商業地域をいう。
- 4 「工業系地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 5 「接道」とは、建築物の敷地が幅員4メートル以上の道に接していることをいう。
- 6 「表示面積の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の表示面積及び許可を受けた既設の広告物等の表示面積を合算したものであるとする。
- 7 大規模小売店舗又は商業施設等(大規模小売店舗を除く。)のうち建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超えるものの敷地内において、那覇市都市景観審議会(那覇市都市景観条例(平成23年那覇市条例第39号)第5条第1項の那覇市都市景観審議会をいう。)の意見を聴いた上で沿道景観等に配慮されたものとして市長が認める広告物等の表示等を行う場合は、この表に定める広告物等の表示面積の合計の基準の数値に1.5を乗じた数値を当該基準とする。

2 広告物等の表示等を行う敷地内の建築物が商業施設等以外の場合

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	30平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	30平方メートル以下

備考 「商業施設等」、「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する商業施設等、住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

3 条例の規定による許可を要する広告物等のうち電光表示広告物に係る表示面積の合計の基準

地域区分	電光表示広告物の表示面積の合計
住居系地域	5平方メートル以下
商業系地域	30平方メートル以下
工業系地域	5平方メートル以下

備考

- 1 「電光表示広告物」とは、別表第1備考1に規定する電光表示広告物をいう。
- 2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。

別表第3(第11条関係)

1 共通許可基準

(1) 一般基準

ア 広告物等の位置、形状、大きさ、色彩及び意匠は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物その他の場所及びその周囲の景観又は環境と調和するものであること。

イ 広告物等の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめているものであること。

ウ 広告物等は、当該広告物等の表示等を行う敷地、建築物及び当該敷地の接道の状況等に照らし、当該敷地又は建築物に係る特定の場所又は一定の区域内に過度に集中していないものであること。

エ 広告物等の材質は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置の方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであ

ること。

オ 広告物等は、交通標識及び交通信号の類と混同し、若しくはこれらを遮蔽し、又はげん惑させること等により道路交通に影響を与えないものであること。

カ 電照を伴うもの、イルミネーション、ネオンサインその他これらに類するものは、その周囲の景観又は環境と調和するものであること。

キ 道路法、建築基準法その他の法令の適用を受ける広告物等は、これらの法令の規定に適合するものであること。

(2) 色彩に係る基準

ア 広告物等の色彩は、原則として、中間色を中心に色調を整えたものであり、かつ、地色においては、赤、黄色その他けばけばしい色を使用していないものであること。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。

イ 広告物等を建築物に表示し、又は設置する場合は、次表に定める基準に適合するものであること。

	地域区分	基準
(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区 市街化調整区域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、5パーセント以下であること。
(2)	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存す

	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	る場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度10以上の色によって表示される面積の割合は、立面積に対し、10パーセント以下であること。
(3)	首里金城重点地区 壺屋重点地区 龍潭通り重点地区	広告物等の表示等を行う建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等(既設の広告物等が存する場合は、これらを含む。)におけるマンセル値による彩度8以上の色を使用するものでないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、マンセル値による彩度8以上の色によって表示される面積の割合を、立面積に対し、5パーセント以下とすることができる。

備考

- 1 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、都市計画法第2章の規定により定められた地域、地区又は区域をいう。
- 2 (3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区については、那覇市都市景観条例第9条第1項の規定により定められた重点地区をいう。
- 3 (2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(1)の項地域区分の欄に掲げる風致地区に係る区域を除くものとする。
- 4 (1)の項及び(2)の項地域区分の欄に掲げる地域、地区又は区域については、(3)の項地域区分の欄に掲げる重点地区に係る区域を除くものとする。
- 5 「壁面」とは、建築物の外壁等(建築物の外壁又はこれに代わる柱をいう。)の面をいう。
- 6 「マンセル値」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づ

く日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいう。

7 「立面積」とは、各壁面について、壁面を垂直方向に見た場合における外壁等の外郭線(広告物等が外壁等の外郭線の外側に位置するときは、当該広告物の外郭線を含む。)内を1平面とみなした面の面積をいう。

8 基準の欄中壁面及び広告物等における色によって表示される面積について、広告物等が外壁等の外郭線の内側に位置するときは、当該広告物等によって覆われる外壁等の部分の面積を除くものとする。

2 広告物等の種類ごとの許可基準(条例第11条の許可)

広告物等の種類		地域区分	基準
野立広告 (広告板、 広告塔、 サインポ ール)	広告板	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。
		商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、5メートル以下であること。
	広告塔、 サインポ ール	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面15平方メートル以下、かつ、合計30平方メートル以下であること。 (2) 高さは、10メートル以下であること。

			と。
		商業系地域	<p>(1) 1事業所等における表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、15メートル以下であること。</p>
屋上広告		住居系地域 工業系地域	<p>(1) 表示面積は、1面30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3.5メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの4分の1以下であること。</p> <p>(3) 個数は、建築物ごとに1個であること。</p> <p>(4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。</p> <p>(5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。</p>
		商業系地域	<p>(1) 表示面積は、1面50平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、7メートル以下で、かつ、地上から広告物等を設置する箇所までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(3) 個数は、建築物ごとに1個であること。</p> <p>(4) 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。</p>

		(5) 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。
壁面広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の4分の1以下、かつ、30平方メートル以下であること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、1個以下であること。
	商業系地域	(1) 1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の3分の1以下、かつ、50平方メートル以下であること。 (2) 1壁面において同一内容の広告物等の表示等を行うときの個数の合計は、2個以下であること。
突出広告	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、20平方メートル以下(1面の場合は10平方メートル以下)であること。

		<p>(2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。</p> <p>(3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>
	商業系地域	<p>(1) 1事業所等における表示面積の合計は、40平方メートル以下(1面の場合は20平方メートル以下)であること。</p> <p>(2) 突出幅は、壁面から1.5メートル以下で、かつ、道路境界線から1メートルを超えないものであること。</p> <p>(3) 道路面から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>
電柱を利用するもの	住居系地域 商業系地域 工業系地域	<p>(1) 表示面の大きさは、突出広告にあっては横0.6メートル以下、縦1.2メートル以下で、巻付広告にあっては縦1.2メートル以下で、直塗広告及び貼付広告にあっては幅は柱の幅以下、縦は1.2メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路面から、巻付広告又は直塗広告の下端までの高さは、1.2メートル</p>

		<p>以上であること。</p> <p>(3) 個数の合計は、電柱1本につき突出広告、巻付広告、直塗広告又は貼付広告ともに各1個であること。ただし、角鉄柱において、これらを表示し、又は設置する場合は、当該角鉄柱の2面以内において行うことができる。</p> <p>(4) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。取付けの方向は、歩道と車道の区別のある道路では歩道側とし、その区別のない道路では、原則として道路境界線側であること。</p>
街灯柱を利用するもの	<p>住居系地域</p> <p>商業系地域</p> <p>工業系地域</p>	<p>(1) 規格は、原則として統一することとし、表示面積の合計は、1面0.3平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 個数の合計は、街灯柱1本につき1個限りとし、巻付広告、直塗広告又は貼付広告は表示しないこと。</p> <p>(3) 道路面から突出広告の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p>
はり紙、はり札等	住居系地域	<p>(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。</p>

	商業系地域 工業系地域	(2) 同一内容のものは、1か所につき2枚以下であること。
立看板等	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1メートル以下、長さ2メートル以下で、脚の長さは0.5メートル以下であること。 (2) 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は、可能な限り垂直であること。 (3) 信号機、主要な交差点(幅員8メートル以上の道路が相互に交差する交差点をいう。以下同じ。)の角、道路標識(主要な交差点の角から10メートル以内にある道路標識に限る。以下同じ。)及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。
アーチ広告	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面積の合計は、1面30平方メートル以下であること。 (2) アーチ全体の長さは、12メートル以下であること。 (3) 設置場所は、原則として繁華街又はこれに準ずる地域であること。
広告幕 (横断幕、懸垂幕等)	住居系地域 商業系地域 工業系地域	(1) 表示面の大きさは、幅1.8メートル以下、長さ20メートル以下であること。 (2) 建築物の壁面に表示する個数の合計は、1壁面3個以下であること。 (3) 広告幕の外周に風圧に耐える措

		<p>置を講じること。</p> <p>(4) 地上から広告物等の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上で、車道上及び歩道と車道の区別のない道路上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(5) 道路を横断する広告幕にあつては、信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーから、それぞれ10メートル以上離れた場所に設置されるものであること。</p>
<p>広告旗 (旗、のぼり等)</p>	<p>住居系地域 商業系地域 工業系地域</p>	<p>表示面積は、2平方メートル以下であること。</p>
<p>塀又は垣広告</p>	<p>住居系地域 商業系地域 工業系地域</p>	<p>(1) 表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の2分の1以下、かつ、20平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 個数の合計は、塀又は垣の1面につき3個以下であること。</p> <p>(3) 表示方向から見た場合における塀又は垣の外郭線から突出しないこと。</p>
<p>気球広告</p>	<p>住居系地域 商業系地域 工業系地域</p>	<p>(1) 気球の直径は、3メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物の長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.5メートル以下であること。</p> <p>(3) 設置箇所から気球の上端までの垂直距離は、50メートル以下であること。</p>

		<p>こと。</p> <p>(4) 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触しないものであること。</p> <p>(5) 広告面にネットを使用していること。</p>
--	--	---

備考

- 1 「1事業所等」とは、別表第1備考2に規定する1事業所等をいう。
- 2 「住居系地域」、「商業系地域」、「工業系地域」又は「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考に規定する住居系地域、商業系地域、工業系地域又は表示面積の合計をいう。
- 3 「個数の合計」とは、表示し、又は掲出しようとする広告物等の個数及び許可を受けた既設の広告物等の個数を合算したものとす。

別表第4(第11条関係)

条例第14条第5項から第7項までの許可の基準

区分	基準
条例第14条第5項(自家用広告物等)	<p>(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。</p> <p>(2) 別表第3第2項広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。</p> <p>(3) 表示面積の合計は、1事業所等につき30平方メートル以下(個数が1個の場合は、20平方メートル以下)であること。ただし、条例第9条第1項第2号から第4号まで及び同項第7号の地域においては、10平方メートル以下であること。</p> <p>(4) 電光表示広告物の表示面積の合計(表示しようとする電光表示広告物の表示面積及び許可を受けた既設の電光表示広告物の表示面積を合算したも</p>

		のとする。)は、1事業所等につき5平方メートル以下であること。
条例第14条第6項(軌道車両に表示される広告物)		(1) 別表第3第1項共通許可基準に適合していること。 (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計(表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したものとす。)は、10平方メートル以下であること。
条例第14条第7項(案内広告物等)	道標柱	(1) 表示面積は、1個につき0.5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、1.5メートル以下であること。
	道標板	(1) 表示面積は、1個につき0.3平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2メートル以下であること。
	案内図板	(1) 表示面積は、1個につき5平方メートル以下であること。 (2) 高さは、2.5メートル以下であること。

備考

- 1 「1事業所等」又は「電光表示広告物」とは、別表第1備考に規定する1事業所等又は電光表示広告物をいう。
- 2 「表示面積の合計」とは、別表第2第1項備考6に規定する表示面積の合計をいう。